ト　当該内部取引に係る市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類
チ　法第六十七条の十八第一項の内国法人の国外事業所等の業務の内容を記載した書類
リ　当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）の有無及びその内容を記載した書類
二　法第六十七条の十八第一項の内国法人が内部取引に係る独立企業間価格（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この号において同じ。）を算定するための書類として次に掲げる書類
イ　法第六十七条の十八第二項の規定により法第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて独立企業間価格を算定する場合における当該内国法人が選定した同項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該内国法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロに掲げる書類を除く。）
ロ　第二十二条の十第一項第二号ロからホまでに掲げる書類に準ずる書類

第二十二条の二十の二第六項中「第三十九条の三十五の二第十五項」を「第三十九条の三十五の二第十四項」に改め、同条第七項中「第三十九条の三十五の二第十五項」を「第三十九条の三十五の二第十四項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十五の二第十二項」を「第三十九条の三十五の二第十一項」に改める。

第二十二条の二十の三第五項中「第三十九条の三十五の三第十二項」を「第三十九条の三十五の三第十一項」に改め、同条第六項中「第三十九条の三十五の三第十二項」を「第三十九条の三十五の三第十一項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十五の三第九項」を「第三十九条の三十五の三第八項」に改める。

第二十二条の二十三第十五項第二号及び第二十二項第二号中「をする当該現物分配」を削る。

第二十二条の二十五を次のように改める。

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の二十五　施行令第三十九条の四十一第一項に規定する取得価額（以下この条において「取得価額」という。）が百二十万円以上の工具、器具及び備品に準ずるものとして同項に規定する財務省令で定めるものは、当該中小連結親法人（法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結親法人をいう。以下この条において同じ。）又はその中小連結子法人（法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結子法人をいう。以下この条において同じ。）が当該連結事業年度（法第六十八条の十一第一項に規定する指定期間（次項第二号において「指定期間」という。）の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度開始の日から当該末日までの期間に限る。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次項において同じ。）又は製作をして国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む法第六十八条の十一第一項に規定する指定事業の用（次項において「指定事業の用」という。）に供した第二十条の三第一項第一号に掲げる測定工具及び検査工具（一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額が三十万円未満であるものを除く。）、同条第一項第二号に掲げる電子計算機（法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第百三十三条又は第百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。）又は第二十条の三第一項第四号に掲げる試験若しくは測定機器（一台又は一基の取得価額が三十万円未満であるものを除く。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該測定工具及び検査工具、電子計算機又は試験若しくは測定機器とする。

2　取得価額が七十万円以上のソフトウエアに準ずるものとして施行令第三十九条の四十一第一項に規定する財務省令で定めるものは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人が当該連結事業年度（次の各号に掲げる連結事業年度にあつては、当該各号に定める期間に限る。）において、取得又は製作をして国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した施行令第二十七条の六第一項に規定するソフトウエア（法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第百三十三条又は第百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアとする。

一　平成十八年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度　同日から当該連結事業年度終了の日までの期間
二　指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度　当該連結事業年度開始の日から当該末日までの期間

第二十二条の二十七を次のように改める。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）

第二十二条の二十七　法第六十八条の十四第一項に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第一条各号に掲げる事業とする。

2　法第六十八条の十四第一項及び第二項に規定する財務省令で定める計画は、同条第一項に規定する実施連結親法人又は実施連結子法人の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。

第二十二条の二十九第一項中「につき確認した旨を記載した」を「が確認できる」に改める。

第二十二条の三十一から第二十二条の三十六までを次のように改める。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十二条の三十一　施行令第三十九条の四十六第十一項に規定する財務省令で定める者は、当該連結親法人又はその連結子法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかに当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合の当該者をいう。

一　雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類
二　施行令第三十九条の四十六第二項に規定する賃金台帳

（耐震基準適合建物等の特別償却）

第二十二条の三十二　法第六十八条の十七第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、次に掲げる者の当該耐震改修対象建築物（同項に規定する耐震改修対象建築物をいう。第一号において同じ。）がその部分について行う建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第二項に規定する耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）のための工事により同法第五条第三項第一号に規定する耐震関係規定又は同法第十七条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨を証する書類により証明がされた当該耐震改修とする。

一　当該耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長
二　建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関
三　建築士（建築士法第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）

2　法第六十八条の十七第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者の当該特定技術基準対象施設（同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設をいう。以下この項において同じ。）がその部分について行う改良のための工事により同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされた当該特定技術基準対象施設とする。

（特定農産加工品生産設備等の特別償却）

第二十二条の三十三　施行令第三十九条の五十二第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十五第一項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する経営改善計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに都道府県知事の当該経営改善計画につき特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項の承認（同法第四条第一項の規定による承認を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。